

大紀町における散骨の適正化に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、大紀町における公衆衛生の向上と町民が安心、快適に過ごすことができる生活環境の保全と共に、伝統的基幹産業である農林水産業等の第一次産業の健全経営に係る信頼の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 散骨 焼骨（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第2項に規定する火葬により生じた骨をいう。）の粉末（その形状が粉状のもの及び遺灰を含む。）を地表に散布して葬ることをいう。
- (2) 散骨場 散骨を行うための区域をいう。
- (3) 事業者 次条第1項の許可を得て散骨場を経営する者をいう。

(散骨場経営等の許可)

第3条 散骨場を経営しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、同項の許可を受けた散骨場の区域を変更し、又は当該散骨場を廃止しようとする者について準用する。
- 3 町長は、前2項の規定による許可の申請があった場合において、この条例の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、許可に当たって必要な条件を付することができる。

(経営許可の申請)

第4条 前条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付し町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 散骨場予定地の位置図、地番図及び土地利用計画図
- (3) 散骨場予定地と隣接する土地所有者の同意書。ただし、散骨場予定地の隣接地が散骨場予定地の土地所有者と同一の場合は、その土地の隣接地の土地所有者の同意書とする。
- (4) 散骨場予定地の維持管理計画書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 前条第2項に規定する許可を受けた散骨場の区域を変更する場合においては前項に準じ申請書等を提出し、当該散骨場を廃止しようとする者は、廃止に係る意思決定をした旨を証する書類を提出しなければならない。

(欠格事項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、第3条第1項の許可を受けることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 法人でその役員のうちに前3号のいずれかに該当する者があるもの

(許可の各基準)

第6条 散骨場予定地は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 次に掲げる施設の敷地境界から、おおむね500メートル以上離れている場所であること。ただし、施設、店舗、事業所にあつては管理責任者、住宅にあつては当該世帯の代表者の同意を得たときは、この限りでない。

ア 不特定多数な人が利用する公共施設及び学校教育法（昭和22年法律第26号）、医療法（昭和23年法律第205号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づいて設置された施設

イ 飲用に供する水道施設の水源及び井戸

ウ 店舗、事業所、住宅

エ 隣接する市町の境界

- (2) 焼骨の粉末の飛散防止及び流出防止等の対策を講じること。
- (3) 地すべり、出水の災害のおそれがなく、地形上危険な場所でないこと。

(報告の徴収及び立入調査等)

第7条 町長は、事業者に対し、この条例の施行に必要な限度において、当該散骨場の経営状況に関し報告を求め、又はその職員に、散骨場若しくはその付属施設に立ち入り、当該散骨場の経営状況に関し質問をさせ、若しくは実地の状況調査をさせることができる。

2 前項の規定により散骨場若しくはその付属施設に立ち入り、当該散骨場の経営状況に関し質問をし、又は実地の状況調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

- 4 町長は、第 10 条の届出を行った者に対し、この条例の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、当該散骨に関し報告を求め、又はその職員に質問をさせることができる。

(散骨場経営許可の取消し等)

第 8 条 町長は、前条第 1 項の報告の徴収、経営状況に関する質問及び実地の状況調査の実施に対し、虚偽の報告又は拒否をした場合は、当該散骨場の全部又は一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第 3 条第 1 項の許可を取り消すことができる。

(散骨場以外の区域における散骨の禁止等)

第 9 条 散骨は、散骨場以外の区域において、これを行ってはならない。ただし、次条の規定による届出を行った者がその届出に係る区域において散骨を行う場合は、この限りでない。

(散骨場以外の区域における散骨の届出)

第 10 条 散骨場以外の区域において散骨を行おうとする者は、あらかじめ、届出書に次に掲げる書類を添付して町長に届け出なければならない。

- (1) 散骨を行う予定地の位置図、地番図
- (2) 散骨を行う予定地の所有者及び管理者の同意書（届出者の所有地内に散骨を行う場合は除く。）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(勧告等)

第 11 条 町長は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る散骨を行うことがこの条例の目的に反すると認めるときは、その届出を行った者に対し、当該届出に係る散骨に関し区域の変更その他必要な措置を採ることを勧告することができる。

- 2 前項の規定による勧告は、前条の規定による届出のあった日から 7 日以内に行わなければならない。

- 3 町長は、第 1 項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わなかった場合において、これを放置することが公益上著しく支障があると認めるときは、その事実その他必要な事項を公表することができる。この場合において、町長は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に理由を通知し、意見を述べる等の機会を与えなければならない。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(罰則)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、6 月以下の

拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 3 条第 1 項の許可を受けないで散骨場を經營したとき。

(2) 第 3 条第 2 項において準用する同条第 1 項の許可を受けないで散骨場の区域を変更し、又は散骨場を廃止したとき。

(3) 第 3 条第 3 項の規定により付された条件に違反して散骨場を經營したとき。

第 14 条 第 7 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の立ち入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは実地の状況調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 15 条 散骨場の經營を行う法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に本町内に存する散骨場（以下「既存散骨場」という。）は、この条例の規定により設置されたものとみなす。

3 既存散骨場については、その区域の変更をしようとする場合を除き、第 6 条の規定は適用しない。

4 この条例の施行の際、現に既存散骨場を經營している者（以下「従前の事業者」という。）は、施行日から起算して 3 月を経過する日までの間に規則で定める事項を町長に届け出なければならない。

5 従前の事業者は、前項の規定による届出をするまでの間、この条例の規定にかかわらず、既存散骨場の經營を行うことができる。

6 第 4 項の規定による届出をした従前の事業者は、その届出に係る既存散骨場について、第 3 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。